

一般社団法人インクルD  
ワークステーション蒼組  
(地域密着型通所介護、第1号通所事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人インクルD(以下「事業者」という。)が設置するワークステーション蒼組(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護事業、第1号通所事業(以下「地域密着型通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「従事者」という。)が、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護等においては、要介護者等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域密着型通所介護等においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 綾瀬市(以下「市」という。)、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 地域密着型通所介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前各項のほか、地域密着型通所介護等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 地域密着型通所介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ワークステーション蒼組
- (2) 所在地 神奈川県綾瀬市深谷7-26-20

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、その業務に支障のない限りにおいて他の業務と兼務することができる。

(2) 生活相談員 4名 (常勤兼務4名)

生活相談員は、利用申し込みに係る調整、地域密着型通所介護計画の作成、利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。常勤換算上、事業所において営業日の営業時間帯に常勤換算上1名を配置するものとする。

(3) 看護職員 4名 (非常勤兼務4名)

看護職員は、主治医及び協力医療機関と連携し、利用者の身体情報を収集し、利用者の健康状態の観察及び看護業務を行う。事業所において営業日に1名を配置するものとする。

(4) 機能訓練指導員 4名 (非常勤兼務4名)

機能訓練指導員は、機能回復訓練業務として日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。事業所において営業日に1名を配置するものとする。

(5) 介護職員 6名 (常勤兼務1名、非常勤5名)

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。常勤換算上、営業日のサービス提供時間帯に利用者15名につき介護職員を常勤換算上1名、以後利用者が1名増すごとに5名までにつき介護職員を常勤換算上1名配置するものとする。

但し、提供時間帯を通じて1名以上配置するものとし、従業者の増員についてはこの限りではないこととする。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第6条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1月1日から3日、8月中旬の3日(当該年度ごとに日程を決定)及び12月29日から31日を除く、月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、18名以内とする。

(事業の内容)

第8条 地域密着型通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の世話及び支援
- (2) 有償ボランティア(委託作業、受注作業、自主製品作成、農耕作業等)
- (3) 入浴
- (4) 食事の提供
- (5) 生活指導(相談・援助等)
- (6) 機能訓練
- (7) 健康チェック

(8) レクリエーション

(9) 送迎

- 2 地域密着型通所介護等の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画、介護予防・日常生活支援総合事業地域密着型通所介護計画（以下「計画」という。）に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 3 地域密着型通所介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 地域密着型通所介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 5 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 6 管理者は、生活相談員に計画の作成を担当させる。生活相談員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、地域密着型通所介護等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成する。
- 7 前項の計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 8 生活相談員は、第7項の計画を作成した際には、利用者またはその家族にその内容を説明する。
- 9 生活相談員は、計画作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う。なお第6項から第8項までの規定は、当該計画の変更について準用する。

(利用料等)

第9条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおりとし、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める額を利用料として受け取る。

- 2 食事の提供に要する費用は、おやつ代を含め1食700円を徴収する。
- 3 おむつ代については、130円を徴収する。
- 4 複写料は白黒コピー1枚10円、カラーコピー1枚30円を徴収する。
- 5 その他、地域密着型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、実費を徴収する。
- 6 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 9 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えてからの実費の支払いを受けることができるものとする。なお、自動車を使用する場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルあたり10円とする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族等に対し文書で説明したうえで、同意を得ることとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 12 心身の不良等やむを得ないと事業所が判断する場合を除き、自己都合により、当日予定されていた地域密着型通所介護等をキャンセルした場合には、それに限り、第1項に定める利用料の全額を徴収する。食事代についても同様とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、綾瀬市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、地域密着型通所介護等を利用するにあたって以下の事項に留意する。

- (1) 施設の設備、備品等を使用するときには、従業者の指導または指示に従うこと。
- (2) 施設内において、他人の迷惑になるような行動はしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、飲食、喫煙または火気の使用をしないこと。
- (4) その他施設の秩序維持のために必要と思われること。

2 前項を遵守せず利用者の責に起因して発生した損害に対しては、利用者が賠償責任を負うこととする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症または食中毒が発生し、まん延しないよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、地域密着型通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 事業者は、地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関との連携や緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、直ちに市、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第16条 事業者は、地域密着型通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した地域密着型通所介護等に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導等を受けた場合は、当該指導等に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した地域密着型通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導等を受けた場合は、当該指導等に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での地域密着型通所介護等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族等の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持する。
- 4 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に記する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者または家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

- 3 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録処理するものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。
- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 採用後研修 年1回以上
- 2 事業者は、地域密着型通所介護等に関する記録を整備し、その完結した日から5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて別途定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (従業員の職種、員数の変更)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (利用料金の追記、別紙追加)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (サービス提供時間の変更)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

(介護保険を適用する場合) ※介護給付

	サービス提供時間数 7時間以上8時間未満			
	利用料 (1日当り) (単位:円)	ご利用者負担額 (1日当り)		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7,869	787	1,574	2,361
要介護2	9,301	931	1,861	2,791
要介護3	10,784	1,079	2,157	3,236
要介護4	12,247	1,225	2,450	3,675
要介護5	13,710	1,371	2,742	4,113

介護保険を適用する場合) ※予防給付

	サービス提供時間数 7時間以上8時間未満			
	利用料 (1月当り)	ご利用者負担額 (1日当り)		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	18,707円	1,871円	3,742円	5,613円
要支援2	38,353円	3,836円	7,672円	11,508円